



2026年1月19日

各 位

会社名 扶桑電通株式会社
代表者名 代表取締役社長
有富英治
(コード: 7505、東証スタンダード)
問合せ先 執行役員管理本部長兼経営企画室長
下山万里子
(TEL. 03-3544-7211)

株式給付信託(J-ESOP)への追加拠出に伴う
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分(以下、「本自己株式処分」という。)を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本自己株式処分は、形式的には「株式給付信託(J-ESOP)」(以下、「本制度」という。)に関してみずほ信託銀行株式会社と締結している信託契約に基づいて設定されている信託(以下、「本信託」という。)の信託受託者から再信託を受けた再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行(信託E口)を割当先として行われるものですが、当社に対する役務提供の対価として当社の従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年2月13日(金)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 540,000 株
(3) 処 分 価 額	1株につき金 1,968 円
(4) 処 分 総 額	1,062,720,000 円
(5) 処 分 予 定 先	当社の従業員 884 名 540,000 株 (注1、2)
(6) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出いたします。

(注1) 本自己株式処分の形式的な処分予定先は、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)であります。株式会社日本カストディ銀行(信託E口)は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者(再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行)とする信託契約を締結することによって設定されている信託口であります。一方、本自己株式処分は、本制度に基づいて当社の従業員への給付を行うために行われるものであり、当社に対する役務提供の対価として当社の従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一ですので、処分予定先には当社の従業員を記載しております。

(注2) 従業員には、本制度に基づき、等級に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。したがいまして、上記株式数は最大数であり、実際に従業員に給付される当社株式の数は、従業員の等級に応じて変動いたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2017年9月8日開催の取締役会の決議に基づき、本制度を導入しております。(本制度の概要につきましては、2017年9月8日付「株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。)

今般、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出(以下、「追加信託」という。)を行うこと、ならびに本制度の運営に当たって当社株式の保有および処分を行うため株式会社日本カストディ銀行(本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者)に設定されている信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分すること(本自己株式処分)を決定いたしました。なお、本自己株式処分は、形式的には株式会社日本カストディ銀行(信託E口)を割当先として行われるものですが、当社に対する役務提供の対価として当社の従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

処分数量については、「株式給付規程」に基づき信託期間中に当社の従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの(2025年9月末日で終了した事業年度から2027年9月末日で終了する事業年度までの3事業年度分に加え、過年度において従業員に付与済みのポイント数に応じた給付のために必要と見込まれる数)であり、2025年9月30日現在の発行済株式総数13,921,960株に対し3.88%(2025年9月30日現在の総議決権個数121,146個に対する割合4.46%(いすれも小数点第3位を四捨五入))となりますところ、2017年9月8日付「株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ」に記載の本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。なお、当社は2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますので、上記発行済株式総数および総議決権個数は本株式分割を考慮した記載となります。

※追加信託の概要

追加信託日 2026年2月13日

追加信託金額 980,720,000円

取得する株式の種類 当社普通株式

取得株式数 540,000株

株式の取得日 2026年2月13日

株式取得方法 当社の自己株式処分(本自己株式処分)を引き受ける方法により取得

(注)本信託は、追加信託金額(980,720,000円)および信託財産に属する金銭(82,000,000円)の総額を原資として、当社株式の追加取得を行います。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的な内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値1,968円といたします。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお、処分価額1,968円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1カ月間の終値平均1,887円(円未満切捨)に対して104.29%を乗じた額であり、同直近3カ月間の終値平均1,818円(円未満切捨)に対して108.25%を乗じた額であり、さらに同直近6カ月間の終値平均1,691円(円未満切捨)に対して116.38%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいせず、合理的なものと判断しております。

上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以上